

土壌汚染対策法の改正要望

形質変更時の規制の適正化

2015年1月26日

(一社)日本経済団体連合会
環境安全委員会 環境リスク対策部会
環境管理ワーキンググループ

要望内容

3,000m²以上の土地の形質変更(建物の解体を含む)を行う場合であっても、

都市計画法で規定される工業専用地域では、一般の居住者が地下水を飲んだり、土壌を直接摂取するという健康リスクが低いため、工業専用地域の土地において行われる土地の形質の変更については、リスクに応じた規制とすべき。

根拠:

土壌汚染対策法第4条(施行規則第25条)の趣旨は、個別の土地の状況からみて健康被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事の命令により土壌汚染状況調査を行わせることができることとしたものである(逐条解説)。ここで、工業専用地域の土地においては、一般の居住者が地下水を飲んだり、土壌を直接摂取するという健康リスクが低いこと。

リスクに応じた規制の案:工業専用地域の土地においては、土壌を敷地外に搬出しないこと、土壌の飛散・流出を伴う土地の形質の変更でないこと、(ほか例えば、更に地下水のモニタリングを実施する等)であれば、第4条の適用除外とする。

事業活動への影響

現行の規定：

法第4条では、土地の形質変更の際に届出が必要となる土地面積は3,000m²とされ、施行規則第25条では、所定の要件(50cmよりも浅い形質変更等)を満たせば、法第4条の適用除外となる旨が規定されている。

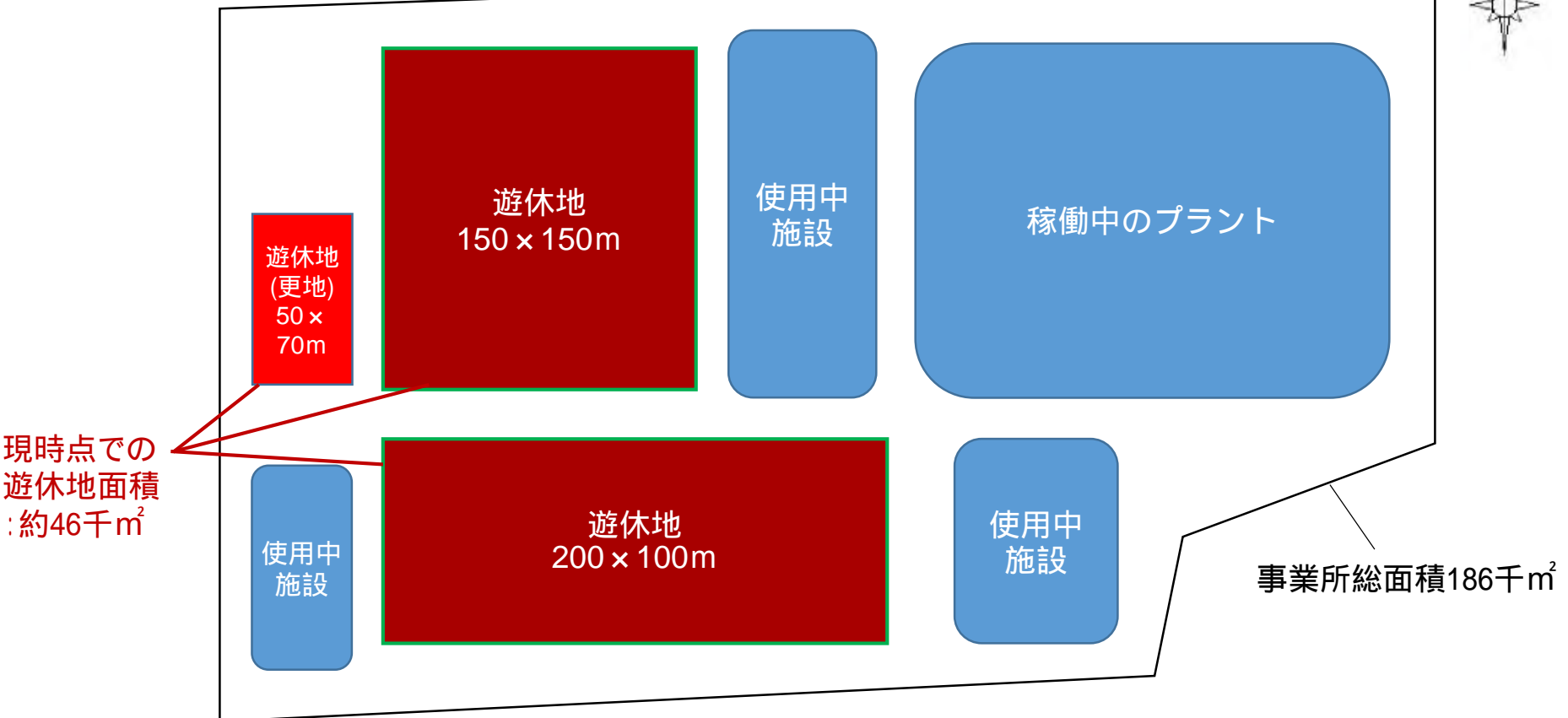
1. 本来、形質変更に伴う地下水汚染拡散による健康リスクは、帯水層の深さや土地の用途により異なるため、リスクに応じた規制とすべきである。しかし、現行法では、帯水層の深さや土地の用途に関わらず、50cmより深い形質変更を一律に届出の対象としている。
2. この結果、汚染可能性のある遊休地で、工場建設等の候補地から除外された事例がある(具体的事例1,2参照)。

具体的事例1

事業所全体の約1/4が遊休地となっている状態。

(プラント等が休止しているが、土地を再利用せず、そのままの状態となっている)

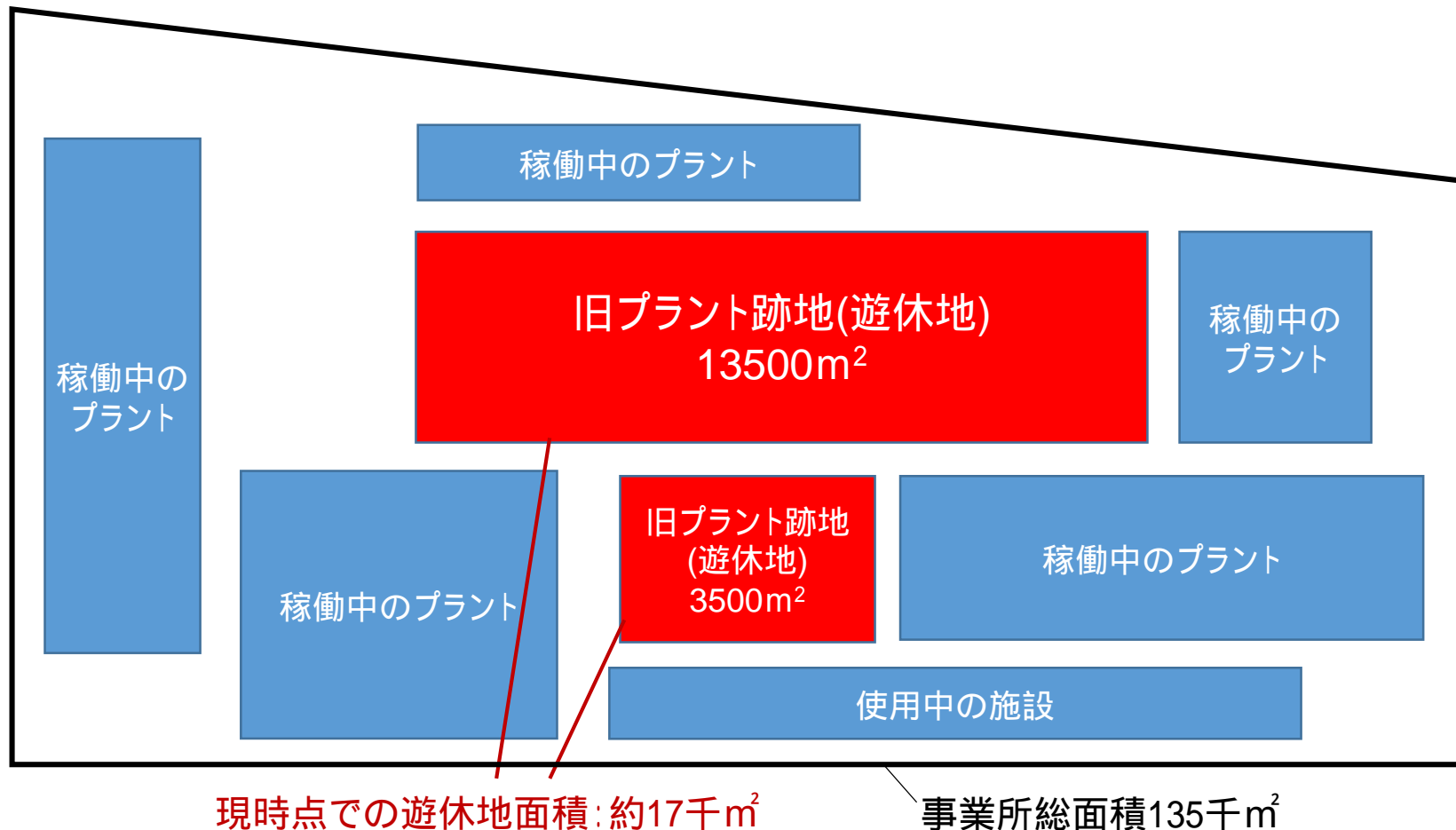
既設の建物(施設)を、地下構築物を含めて完全に撤去して更地にするためには土地の形質変更が必要となる。このとき、形質変更時の手続きやコスト等のために、建物(施設)の撤去が見送られる場合があり、休止プラント等がそのまま存置され、老朽化しているケースがある。



汚染の可能性のある遊休地は工場建設の候補地から除外されてしまう。

具体的事例2

旧プラント跡地(遊休地)は事業所の中央部に位置し、電気やスチーム等のインフラも揃っているので有効活用したいが、遊休地の状態が続いている。



汚染の可能性のある遊休地は工場建設の候補地から除外されてしまう。

規制改革による効果

1. 国内の旧工場および跡地を有効に活用することができ、生産拠点の海外移転の抑制、海外生産の国内回帰の促進につながる。
2. 企業の設備投資意欲の下支えにつながる。
3. 形質変更の工事着手の迅速化を図ることが可能になる。

參考資料

形質変更時の手間、コスト、期間が不明確

調査

- 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- 一定規模(3000m²)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- 土壤汚染により、健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

か のどちらに指定するか
知事が判断する期間が不明確

調査の手間・コストおよび
調査期間が不明確

土壤の汚染状態が指定基準に適合しない場合

区域の指定等

要措置区域(第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)
 - 土地の形質の変更を原則禁止(第5条)
- 所定の施工方法によれば形質変更が認められうる(9条)

摂取経路の
遮断が行わ
れた場合

形質変更時要届出区域(第11条)

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域
→土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- の区域内の土壤の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令)
- 汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- 汚染土壤の処理業の許可制度

現行規制の根拠となる関係法令(1)

土壌汚染対策法第4条

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届けなければならない。ただし、次に掲げる行為についてはこの限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの。
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

現行規制の根拠となる関係法令(2)

土壌汚染対策法施行規則第22条 (土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)

法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。

土壌汚染対策法施行規則第25条 (土地の形質の変更の届出を要しない行為)

法第四条第一項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。
- 二 農業を営むために通常行われる行為であって、前号イに該当しないもの
- 三 林業の用に供する作業路網の整備であって、第一号イに該当しないもの
- 四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

現行規制の根拠となる関係法令(3)

土壌汚染対策法第12条

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
 - 二 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為
 - 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 - 3 形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 - 4 都道府県知事は、第一項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準(施行規則第53条)に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

現行規制の根拠となる関係法令(4)

土壌汚染対策法第9条

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)

要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為
- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令(施行規則43条)で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

現行規制の根拠となる関係法令(5)

土壌汚染対策法施行規則第43条

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 指示措置等を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上(地表から一定の深さまでに**帯水層**(その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。八において同じ。)**がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上**)であること。

ハ 土地の形質の変更であって、その深さが三メートル以上(ロの都道府県知事の確認を受けた場合にあっては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上)であること。

二 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

三 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が前号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

(以下省略)

現行規制の根拠となる関係法令(6)

土壌汚染対策法施行規則第53条

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

法第十二条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌(土壌溶出量基準に係るものに限る。)が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 第五十八条第四項第九号又は第十号に該当する区域内における土地の形質の変更である場合(自然由来特例区域に関する緩和規定)

ロ 第五十八条第四項第十一号に該当する区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合するものである場合(埋立地特例区域に関する緩和規定)

三 (略)